

エンジェル税制拡充へ

制度調査部
鳥毛 拓馬

経済産業省 2007 年度税制改正要望事項

【要約】

経済産業省は、2007 年度税制改正要望事項でエンジェル税制の拡充を求めている。

エンジェル税制は、1997 年度に創設されたものであるが、9 年間累計で対象とされた会社は 83 社のみであり、投資額も約 28 億円となっている(2006 年 3 月 31 日時点)。経済産業省によると、ベンチャー投資の盛んなイギリスの約 800 億円の約 40 分の 1 にとどまっているとのことである。

本稿では、エンジェル税制の仕組みについて整理したうえで、2007 年度税制改正要望事項の内容についてまとめる。

1. エンジェル税制とは

エンジェル税制とは、個人投資家(エンジェル)からベンチャー企業への投資を促進するために設けられた税制優遇措置の総称である。

エンジェル税制においては、ベンチャー企業などの一定の中小企業が発行する株式(以下、特定中小会社株式)への投資に対して、投資時点での投資金額の控除、譲渡益が発生した場合の圧縮課税(1/2)、譲渡損が発生した場合の繰越控除、といった優遇制度が講じられている。以下では、これらを順に整理する。

2. 「特定中小会社」とは

エンジェル税制の対象となる特定中小会社とは、中小会社のうち、以下の ~ のいずれかの要件を充たす株式会社のことをいう。特定中小会社が発行する株式を取得などした場合に、エンジェル税制の適用対象となる。

今回の税制改正要望事項では、エンジェル税制の対象となる特定中小会社の要件のうち、上記の「前事業年度において試験研究費その他の費用が収入金額の 3% 超」等の要件、「外部からの投資を投資時点で発行済株式総数の 1/6 以上取り入れている法人であること」という要件を撤廃とすることを求めている。

設立日以後 5 年を経過していない法人で、前事業年度において試験研究費その他の費用が収入金額の 3% 超であり、外部からの投資を投資時点で発行済株式総数の 1/6 以上取り入れている法人であることなど一定の要件を充たす株式会社（設立日以後 10 年を経過していない法人にあっては 5% 超）

設立日以後 1 年を経過していない法人で、常勤の研究者が 2 人以上であり、その研究者数が常勤役職員の合計数の 10% 以上であり、外部からの投資を投資時点で発行済株式総数の 1/6 以上取り入れている法人であることなど一定の要件を充たす株式会社

設立日以後 10 年を経過していない法人で、投資事業組合契約に従って投資事業有限責任組合を通じて投資される株式会社、または、証券業協会が定める規則において、事業の成長発展が見込まれるものとして指定を受けている株式を発行する株式会社（グリーンシート・エマージング区分）

地域再生法の認定地域再生計画に記載されている地域再生に資する事業を行う特定地域再生事業会社で一定の要件を充たす株式会社

は 2004 年 4 月 1 日以後に、 は 2005 年 4 月 1 日以後に払込みにより取得した株式について適用される。

これは、適用要件が厳格なため、9 年間で 83 社しか対象に認定されなかったこと、また、売上高に占める試験研究費比率等を明らかにするための書類準備などに労力がかかり事務手続きが煩わしかったことが背景にあるものと考えられる。

また、特定中小企業の要件に株式会社のみならず合同会社（日本版 LLC）を新たに加える等の要件の緩和を行うことも求めている。

3. 投資時点での投資金額の控除

現行のエンジェル税制では、投資時点の優遇措置として、特定中小会社株式を 2003 年 4 月 1 日以後に払込みにより取得した場合は、その取得価額を、その年の株式等の譲渡所得等から控除することができる。特定中小会社株式に投資した金額だけ、同一年度の株式等の譲渡所得等を圧縮することができる。税金が少なくなるということである。なお、特定中小会社株式への投資金額を譲渡所得等から控除する場合には、特定中小会社株式の譲渡所得等の 1/2 課税や譲渡損失の繰越控除の適用を受ける前の譲渡所得等が対象になる。

2007 年度の税制改正要望事項では、ベンチャー企業への投資を効果的かつ効率的に促進するため、投資時点での投資額控除（繰延）の対象範囲を、現行の株式譲渡所得から株式譲渡所得、配当所得、利子所得等を含めた金融所得に拡大することを求めている。

これは、その年に株式譲渡益を得ていなければ結局のところ控除をうけられず、優遇措置が活用しきれないことから金融所得まで拡大を求めたものと考えられる。

なお、株式等の譲渡所得等の中に、1/2 課税の対象となる特定中小会社株式の譲渡所得等および上場株式等の譲渡所得等がある場合には、特定中小会社株式の投資金額は、特定中小会社株式の譲渡所得等、上場株式等の譲渡所得等、それ以外の譲渡所得等、の順序で控除される。

4. 株式譲渡益が発生した場合

2000 年 4 月 1 日から 2007 年 3 月 31 日までの間に一定の払込みにより取得した特定中小会社株式を譲渡日までに 3 年超保有し、公開前にその特定中小会社以外の者に売却した場合または公開後 3 年以内に売却した場合には、譲渡益が 1/2 に圧縮され、申告分離課税の対象になる。

今回の税制改正要望事項では、適用期限を 2009 年 3 月 31 日まで延長することを求めている。

5. 株式譲渡損が発生した場合

特定中小会社株式を上場日の前日までに譲渡した場合に生じた譲渡損失は、その年に発生した他の株式等の譲渡益から控除しきれない場合、翌年以降最長 3 年間繰越することができる。この特例の対象となるのは、1997 年 6 月 5 日以後に払込みにより取得した特定中小会社株式である。

また、特定中小会社株式の上場日の前日までに、発行会社が解散（合併による解散は除く）しその清算が終了する、あるいは、発行会社が破産手続開始の決定を受ける、などにより株式としての価値を失った場合（株式価値喪失）も、特定中小会社株式の譲渡による損失とみなされる。

したがって、この場合もその年に発生した他の株式等の譲渡益から控除され、控除しきれない部分については、翌年以降最長 3 年間繰越することができる。

この点について、2007 年度税制改正要望事項では、上場の可能性、極端に低い流動性等リスクが非常に高いベンチャー企業への投資を効果的かつ効率的に促進するため、譲渡損失発生時点での繰越控除の対象範囲を、現行の株式譲渡所得から株式譲渡所得、配当所得、利子所得等を含めた金融所得に拡大することを求めている。

また、繰越控除期間を延長（3 年間からフランスと同様 5 年間に延長）することも求めている。

まとめ

	現在の規定	税制改正要望事項
主な適用要件	株式会社であること 新たな事業を実施するために売上高の一定割合の費用を支出している企業であること 外部からの投資を投資時点で発行済株式総数の 1/6 以上取り入れている会社であること	の要件を撤廃し、対象企業に株式会社のみならず新たに合同会社(日本版 LLC)を加える
投資時点での投資額控除(繰延)の対象範囲	同一年度の株式譲渡益	株式譲渡所得、配当所得、利子所得等を含めた金融所得に拡大
圧縮課税(1/2 課税)の適用期限	2000年4月1日から2007年3月31日までの間に払込みにより取得した株式に限定	2年間延長し2009年3月31日までに
譲渡損発生時点の優遇措置	繰越控除の対象範囲は各年分の株式譲渡所得の金額、繰越控除期間は3年以内	繰越控除の対象範囲を金融所得にまで拡大、繰越控除期間を5年に延長

(経済産業省資料を基に大和総研制度調査部作成)

エンジェル税制の国際比較

	アメリカ	イギリス	フランス
投資時点	・投資額を他の株式譲渡益から控除(繰延)	・投資額の20%を所得税額から控除 ・投資額を他の株式譲渡益から控除(繰延)	・投資額の25%を所得税額から控除
譲渡益	・5年以上保有で譲渡益1/2非課税	・3年以上保有で譲渡益非課税	・8年以上保有で譲渡益非課税
譲渡損	・他の所得と損益通算可能 ・繰越控除期間は無期限	・他の所得と損益通算可能 ・繰越控除期間は無期限	・他の所得と損益通算可能 ・繰越控除期間は5年

(出所) 経済産業省資料